

デイサービス くみのき苑 ゆらら 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ラポール会が設置するデイサービス くみのき苑 ゆらら（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護事業（指定介護予防通所サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態の利用者に対し、適切な指定通所介護（指定介護予防通所サービス）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

6 前5項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年4月1日施行）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供に当たっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 デイサービス くみのき苑 ゆらら

(2) 所在地 堺市東区南野田454-2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)※併施設と兼務

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 通所介護従業者

1 単位目

生活相談員	1.2名以上(常勤換算)	※介護職員兼務含む
介護職員(看護師含む)	10名以上(常勤換算)	※相談員兼務含む
看護職員	1.2名以上(常勤換算)	※機能訓練指導員と兼務
機能訓練指導員	1.2名以上(常勤換算)	※内1名は常勤
歯科衛生士	1名以上(非常勤職員)	

通所介護従事者は、指定通所介護(指定介護予防通所サービス)の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護、(指定介護予防通所サービス)の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

歯科職員は、口腔清掃や摂食・嚥下機能に関する訓練の実施、もしくは指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 1単位目 (月)～(土) 午前9時から午後4時30分

(指定通所介護、指定介護予防通所サービスの利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日あたり下記のとおりとする。

1単位目 60名

(指定通所介護、指定介護予防通所サービスの内容)

第8条 指定通所介護(指定介護予防通所サービス)の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 給食サービス
- ② 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- ③ 機能訓練
- ④ 入浴サービス
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 送迎

(利用料等)

第9条 指定通所介護（指定介護予防通所サービス）を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に基づき支払いを受けるものとする。

2 指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道500円を徴収する。

4 食事の提供に要する費用については700円、ドリンクバーの費用として150円を徴収する。

5 おむつ代については、紙おむつ120円、リハビリパンツ150円、パット50円、フラット50円を徴収する。

6 その他、指定通所介護（指定介護予防通所サービス）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

7 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

8 指定通所介護（指定介護予防通所サービス）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

9 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護（指定介護予防通所サービス）に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護（指定介護予防通所サービス）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

10 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

11 キャンセル費用550円（食事代）をする請求する場合には、前日の17時までに事業所に対して欠席の連絡がない場合に請求する。また、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、堺市東区の一部（南野田、北野田、西野、丈六、高松、中茶屋、大美野、草尾、関茶屋、日置荘原寺町、日置荘田中町、日置荘西町、日置荘北町、菩提町、引野町、石原町、八下町）、堺市美原区の一部（青南台、菅生、平尾、さつき野東、さつき野西、阿弥、南余部、南余部西、黒山、太井、大饗、菩提、小寺、石原、今井、大保）、大阪狭山市の一部（東野西、東野中、東野東、東池尻、池尻北、池尻中、池尻自由丘、山本東、山本北、山本中、山本南、池之原、岩室、狭山、池尻、金剛、半田、今熊、茱萸木1丁～5丁、東茱萸木1丁、西山台）、富田林市の一部（五軒家、藤沢台）の区域とする。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は指定通所介護（指定介護予防通所サービス）の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 指定通所介護（指定介護予防通所サービス）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定通所介護（指定介護予防通所サービス）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定通所介護（指定介護予防通所サービス）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 指定通所介護（指定介護予防通所サービス）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は、提供した指定通所介護（指定介護予防通所サービス）に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定通所介護（指定介護予防通所サービス）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 本事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 利用者以外の者（家族等）の個人情報を利用する可能性がある場合は同様とする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2～4回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 本事業所は、指定通所介護（指定介護予防通所サービス）に関する記録を整備し、その完結の日から2年間（サービス提供記録は提供日から5年間）保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ラポール会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年1月1日から施行する。